

所有者等の探索の開始等の公告

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、同条第2項の規定により、公告する。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができるので、同法第4条後段の規定により、公告する。

令和8年9月9日

那覇地方法務局

登記官 牧野智浩

記

意見又は資料の提出先

那覇市樋川一丁目15番15号（〒900-8544）

那覇地方法務局 不動産登記部門

電話番号 098-854-7952

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
3600-2026-0001	糸満市字糸満与那堀 1 8 5 3 番	山林	2300
3600-2026-0002	島尻郡八重瀬町字世名城波武多毛原 1 2 6 1 番	墓地	1016
3600-2026-0003	島尻郡粟国村字東坂木名原 8 5 2 番	畑	274
3600-2026-0004	島尻郡粟国村字東坂木名原 8 6 3 番	畑	170
3600-2026-0005	島尻郡粟国村字東坂木名原 8 6 4 番	畑	102
3600-2026-0006	島尻郡粟国村字東坂木名原 8 6 5 番	畑	129
3600-2026-0007	島尻郡粟国村字東坂木名原 8 6 6 番	畑	366